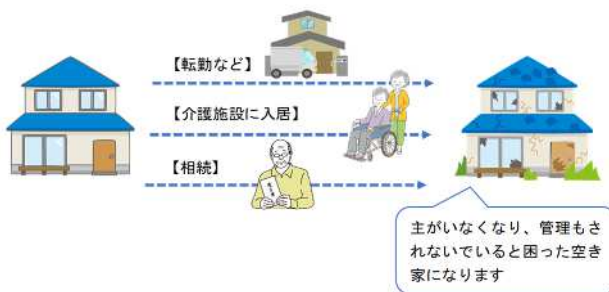


## 空き家問題とは

### 発生要因

お住まいの方が介護施設に入居したり、転勤したり、相続など様々な理由により、その住宅に誰も住まなくなってしまう場合があります。



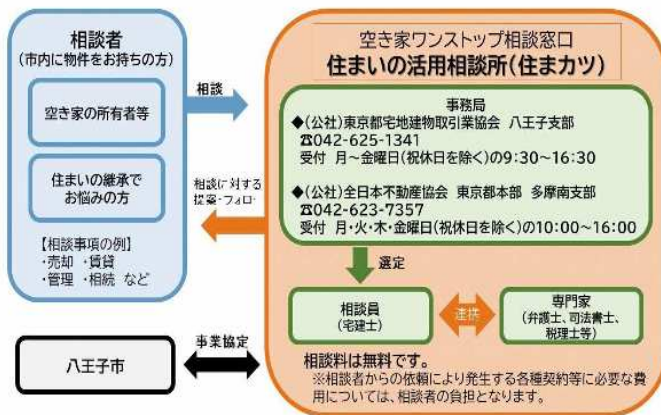
## 空き家をそのまま放置していると・・・

◆ご近所の迷惑となります



## 住まいの活用相談所（住まカツ）

「住まいの活用相談所（住まカツ）」では自宅や実家を資産としてスムーズに活用するために、地域の実情に詳しい不動産を中心とした各種専門家が住まいの流通や管理、継承といった相談に無料でお答えします。  
まずは相談窓口までお気軽にお電話ください。



八王子市  
まちなみ整備部住宅政策課  
〒192-8501  
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1号  
電話:042-620-7260  
FAX:042-626-3616



## 住まいのこれからを考える

～大切な住まいのために、  
今だからできること～



## STEP 1 基本情報の整理



### 私と家族のことを整理しましょう

- 自分のこと
- もしものときの連絡先
- 家系図（相続人を明確にする）

### 住まいの基本情報を整理しましょう

- 自宅について
- 実家（相続予定含む）について
- その他（アパートなど）

## STEP 2 家財の整理



### まずは分類して片付けましょう

- 使っているものと使っていないもの
- 愛着のあるものとそうでないもの

### 大切なもののありかを わかるようにしておきましょう

- 通帳、印鑑
- 年金手帳...

処分してよいのか、遺したいのか  
決めましょう(家族と相談しながら)

遺したいものは具体的に決めて  
家族に伝えておきましょう

## STEP 3 活用方法の整理



### 住まいのこれからを考えましょう

### 住まいの活用相談窓口を活用する

### 活用方法をタイプ別に考えてみる

家族、知人が住む  
貸す・売却する  
解体する  
早めに住み替えて、自宅は処分

## STEP 4 自分の気持ちを 残す



### 遺言書

- 公正証書遺言、自筆証書遺言。  
専門家に相談し、有効な遺言書  
を作ることが必要です。

### 相続・認知症対策

- 民事信託(家族への信託)
- 任意後見制度
- 成年後見制度任意後見制度